

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		市民の森の使用許可（市民農園）
根拠条例・規則等名		さいたま市市民の森条例・さいたま市市民の森条例施行規則
条 項		第6条第1項
所 管 部 課		経済局 農業政策部 見沼グリーンセンター（電話：048-664-5915）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場 合はその理 由）	基準については、条例第5条、第7条の記載事項
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場 合はその理 由）	1ヶ月 市民農園については、募集をするため応募期間及び選定期間（募集が多いときは抽選）が必要ですので1ヶ月程度処理期間を設けています。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		